

名古屋市営住宅条例施行細則及び名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部
を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 21 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第 2 号

名古屋市営住宅条例施行細則及び名古屋市定住促進住宅条例施行
細則の一部を改正する規則

(名古屋市営住宅条例施行細則の一部改正)

第 1 条 名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一
部を次のように改正する。

第 5 条中「市役所の掲示場に掲示して」を「名古屋市公報に掲載して」に
改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、急施を要するとき又は災害その他特別の事由により名古屋市公
報に掲載することができないときは、市役所の掲示場に掲示してこれに代
えることができる。

(名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部改正)

第 2 条 名古屋市定住促進住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 115 号）
の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号を次のように改める。

(1) 名古屋市公報への掲載（急施を要するとき又は災害その他特別の事由により名古屋市公報に掲載することができないときにあっては、市役所の掲示場への掲示）

第7条第1項中「市役所の掲示場に掲示して」を「名古屋市公報に掲載して」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、急施を要するとき又は災害その他特別の事由により名古屋市公報に掲載することができないときは、市役所の掲示場に掲示してこれに代えることができる。

附 則

この規則は、令和7年1月22日から施行する。